

# 第8期 羽曳野市高年者いきいき計画

## <介護保険事業計画>

### 第8期 羽曳野市高年者いきいき計画<介護保険事業計画> (令和3年度~令和5年度) が 始まります

計画では、医療・介護・予防・住まいおよび自立に向けた生活への支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」をさらに深化・推進するとともに、いわゆる団塊の世代が75歳以上となる2025（令和7）年、さらには団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040（令和22）年を見据え、持続可能で充実した介護保険事業の運営などに取り組むこととしています。

#### ー令和3年度の主な制度改正ー

##### <令和3年4月から>

###### ○サービス利用料の変更

介護報酬改定にともなって、介護保険サービスの利用料が変更されます。

###### ○総合事業の対象者の弾力化

介護予防・生活支援サービス事業の利用者が要介護認定を受けたとき、本人が希望し、市が必要と判断した場合、引き続きサービスの利用が可能になります。

##### <令和3年8月から>

###### ○特定入所者介護サービス費の見直し

対象者の要件、食費の限度額が変更されます。

###### ○高額介護サービス費の見直し

一定以上の所得のある利用者の世帯の自己負担上限額（月額）が引き上げられます。

#### ●介護保険料のコンビニ収納が始まります

令和3年4月から、全国のコンビニエンスストア（以下コンビニ）で納められるようになります。

コンビニ収納は、休日や夜間など、いつでも納付でき、手数料もかかりません。ぜひご利用ください。

#### ◆納付書の様式が変わります◆

コンビニ収納の開始により、1枚ごと（つづられていない状態）の単票となります。また、コンビニで納付できる納付書は、バーコードが印字されています。令和3年4月1日以前に発行された納付書では、コンビニでの納付はできませんので、ご注意ください。

### 令和3年度から令和5年度の65歳以上（第1号被保険者）の方の介護保険料が決まりました

●保険料基準月額が6,158円→6,123円に変更。

●第7・8・9段階の合計所得金額の範囲を変更（下表のとおり）。

段階	要件 (前年の所得と課税の状況)	負担割合	月額保険料 (年額保険料)
1	○生活保護受給者 ○世帯全員が市民税非課税で、本人が老齢福祉年金受給者または合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	基準額 × 0.30	1,836円 (22,042円)
2	世帯全員が市民税非課税で合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超え120万円以下の方	基準額 × 0.45	2,755円 (33,064円)
3	世帯全員が市民税非課税で合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える方	基準額 × 0.70	4,286円 (51,433円)
4	同一世帯に市民税課税者がいる方で、本人が市民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	基準額 × 0.9	5,510円 (66,128円)
5	同一世帯に市民税課税者がいる方で、本人が市民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える方	基準額 × 1.0	6,123円 (73,476円)
6	本人が市民税課税で合計所得金額が120万円未満の方	基準額 × 1.2	7,347円 (88,171円)
7	本人が市民税課税で合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	基準額 × 1.3	7,959円 (95,518円)
8	本人が市民税課税で合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	基準額 × 1.5	9,184円 (110,214円)
9	本人が市民税課税で合計所得金額が320万円以上400万円未満の方	基準額 × 1.7	10,409円 (124,909円)
10	本人が市民税課税で合計所得金額が400万円以上500万円未満の方	基準額 × 1.8	11,021円 (132,256円)
11	本人が市民税課税で合計所得金額が500万円以上700万円未満の方	基準額 × 1.9	11,633円 (139,604円)
12	本人が市民税課税で合計所得金額が700万円以上1,000万円未満の方	基準額 × 2.0	12,246円 (146,952円)
13	本人が市民税課税で合計所得金額が1,000万円以上2,000万円未満の方	基準額 × 2.1	12,858円 (154,299円)
14	本人が市民税課税で合計所得金額が2,000万円以上の方	基準額 × 2.2	13,470円 (161,647円)

- ・世帯は毎年4月1日（4月2日以降に羽曳野市の第1号被保険者資格を取得した方は、その取得日）の状況で判断。
- ・保険料月額は年額を12で割った額（端数処理）。

#### ●4月中頃に令和3年度介護保険料納入通知書（仮算定）を送付します。

- ◆特別徴収（年金天引き）の方は、通知の送付はしませんが、2月と同額を4・6・8月に特別徴収します。
- ◆特別徴収（年金天引き）の方で、2月と同額を徴収すると10月からの特別徴収額と大きく開きが出る場合は、6・8月の徴収額を変更のうえ、仮徴収額変更通知書を送付します。
- ◆令和3年度の年間保険料は7月に決定し、7月中頃に通知します。